

支援情報等のお知らせ

- 子ども・若者支援協議会からのお知らせ
 - 1 子ども・若者の自立支援ガイド（不登校・ひきこもり編）完成
 - 2 ひきこもり家族教室『ひきこもり』とは
- 自立支援に関するイベント等の情報
 - 3 県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ43」
- 民間活動団体等の紹介
 - 4 一般社団法人 ポータル Portal

1 子ども・若者の自立支援ガイド（不登校・ひきこもり編）が完成！

群馬県子ども・若者支援協議会（県私学・青少年課）では、増加傾向が続く小・中・高校生の不登校・ひきこもりに対する支援ガイドを新たに作成しました。

不登校を経験した高校生、我が子の不登校・ひきこもりを経験した親御さんを対象に実施したアンケートに寄せられたさまざまな体験談を取り上げ、当事者にとっての安心・安全な居場所、支援アプローチ、地域の社会資源を活用した支援連携例などを紹介しながら、不登校・ひきこもり状態の当事者への支援に関係する情報をまとめました。

【支援ガイドの内容】

- 1 不登校を経験した本人や親御さんたちの声
- 2 ひきこもりを考える
- 3 【専門医の視点】不登校状態の子どもたちに出会って考えること
- 4 安心・安全な居場所の役割を考える
教育支援センター、フリースクール、フリースペース
地域の居場所
- 5 当事者に寄り添った支援アプローチ
本人への支援、親への支援、子育て支援での連携
- 6 「県・市町村青少年相談担当職員研修会」意見交換【要約】
- 7 その他
非行・犯罪に陥った子供・若者の支援、自殺対策
ヤングケアラー支援
- 8 資料編 【支援機関連絡先一覧】

この支援ガイドは県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.gunma.jp/page/694052.html>

【問合せ連絡先】

群馬県子ども・若者支援協議会（県私学・青少年課青少年育成係）
 電話 027-898-3557
 e-mail kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp

2 4/22 ひきこもり家族教室『ひきこもり』とは

ひきこもり支援センター（県こころの健康センター内）では、ひきこもりに悩んでいるご家族を対象に家族教室を開催しています。

ひきこもりに関する知識や情報、ちょっとした声かけの工夫などを学ぶことで、ご家族自身の気持ちにゆとりが生まれ、本人との関係性が変化していきます。

【参加者の声】

「皆さんのお話から元気をいただけた」
「工夫できるところが見つかった」
「気持ちに余裕が持てるようになった」
「選択肢が広がった」 etc...

■教室の内容はCRAFT（認知行動療法）を参考にしています。
「家族の気持ちの安定が、本人の気持ちにも影響を与え、本人の状態が良くなる」という研究結果があります。

■初めての方は個別の相談をお受けした後に、必要に応じて教室をご案内しています。参加をご希望される場合は、下記連絡先までご連絡ください。

■家族教室で使用するテキストは県ホームページに掲載しています。
こちらからダウンロードしてください。
<https://www.pref.gunma.jp/page/632294.html>

【4月の家族教室】

教室：4月22日（火） 第4火曜日 13:30～16:00
内容：『ひきこもり』とは
前半：家族教室 13:30～15:00（受付13:00）
後半：家族の居場所 15:00～16:00（受付14:30）
◆ご家族同士で感想等をお話しする時間です。
◆前半「家族教室」に参加したことのある方は、
後半「家族の居場所」のみの参加も可能です。
会場：群馬県こころの健康センター（前橋市野中町368）
連絡先：ひきこもり支援センター
専用ダイヤル 027-287-1121
月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）
※電話が集中した場合つながりにくいことがあります。

■支援者の方の参加もお待ちしております。
※支援者の方は 027-263-1166 へお願いします。

3 群馬県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ43」
セルフエステは原則クーリング・オフできません！

「セルフエステ」とは、消費者がサロンに置かれたエステ機器などを使用して自身に施術することをいいます。同様の形態で歯の「セルフホワイトニング」などのサービスもあります。

スタッフが施術を行うエステサロンでは、期間や金額が条件を満たす場合、特定商取引法の特定継続的役務として、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフが可能です。

一方で、「セルフエステ」や「セルフホワイトニング」は、自分自身でエステ機器等を使用するため、一般に特定商取引法の対象外とされ、クーリング・オフや契約書の交付義務、中途解約のルール等は適用されません。

【契約時に気をつけるポイント】

- ・契約期間や違約金の有無等をよく確認し、長期間の契約や回数券を購入する場合、継続できるかどうかや中途解約の可否も踏まえ、慎重に検討しましょう。
- ・無料体験コースのつもりで出向いても、「今日ならお得」といった勧誘を受けて契約してしまうケースもあります。迷ったらきっぱりと断りましょう。

★こまったら、まず相談！！

消費者ホットライン「188（いやや）」

※最寄りの消費生活センターを案内する全国共通3桁の電話番号です

《お問い合わせ》

群馬県消費生活センター 027-223-3001

<https://www.pref.gunma.jp/page/8392.html>

4 民間活動団体等 一般社団法人 ポータル Portal

子ども・若者の居場所づくりに取り組むために一般社団法人ポータルを立ち上げました。

地域への新しい入り口を子ども・若者に提供するために各地で居場所を開発・運営しています。

2020年に待機児童解消のために放課後児童クラブを開設し、子どもの声を出発点に、子ども主体でのびのび過ごせる時間を目指して、各地に広がっています。

＜放課後児童クラブ＞

- ・児童クラブあとリエ いずみさわ 前橋市泉沢町
- ・児童クラブあとリエ おおた 東吾妻町植栗
- ・児童クラブあとリエ たついし 藤岡市立石

また、2022年からはフリースクールぱれっとを開設し、現在は前橋校、渋川校を設けています。学童や他の事業と併設することで、施設の空いている時間を活用した不登校支援に取り組んでいます。

フリースクールぱれっと渋川校では「ユースセンターよはく」を夕方開設し、市内高校生らが利用するフリースペースとしています。

ユースセンターよはくの様子は上毛新聞（2025年3月2日付）で紹介されたのでご覧ください。

記事内容 <https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/622586>

＜フリースクール＞

- ・フリースクールぱれっと前橋校 前橋市泉沢町
- ・フリースクールぱれっと渋川校 渋川市渋川
- ・ユースセンターよはく 渋川市渋川

この他に地域の居場所づくりとして子ども食堂にも関わっています。

- ・コミュニティスペース（旧朝日食堂） みなかみ町後閑
- ・FLAT／ふらっとこども食堂・宅食 前橋市茂木町

今後も活動拠点を県内各地に広げていく予定です。



次号は、2025年5月中旬を予定しています。

本メルマガを、皆様の周りの方にも周知いただければ幸いです。

また、子ども・若者支援に関する情報等の提供もお待ちしています。

メルマガを新規で受信希望する方は、「所属・氏名・メールアドレス」を『kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp』までお送り下さい。

.....	群馬県子ども・若者支援協議会	
▼	事務局	群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県生活こども部 私学・青少年課内（県庁舎 12階南フロア）
▼	TEL	027-898-3557
▼	FAX	027-226-2100
▼	e-mail	kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp
▼	HP	https://www.pref.gunma.jp/soshiki/50/#sp_headline_3 県HP「子ども・若者への支援」